

5 根抵当権者の会社分割

61

根抵当権者の会社分割

I ケース概要

甲野銀行は、乙野商事に対する融資取引の担保として乙野商事所有の土地につき根抵当権の設定を受けていたが、その後、丙川銀行を承継会社とする吸収分割が行われた。

今般、当該確定前の根抵当権について、他の事由により登記を行うこととなったため、当該登記の前提として、上記会社分割についても登記手続を行う。

II 留意点

- ① 元本の確定前に根抵当権者について会社分割があった場合に、根抵当権の一部が承継会社（新設分割の場合は設立会社。以下同じ）に承継されたこと（根抵当権が両者の準共有となっていること）を公示するときの書式である。会社分割の効力発生により根抵当権一部移転の登記原因が生じる。
- ② 承継会社は、会社分割の効力発生日（新設分割の場合は成立の日）に吸収分割契約（新設分割計画）の定めに従い分割会社の権利義務を包括的に承継するが（会社法第759条第1項、第764条第1項）、元本の確定前に根抵当権者について会社分割があったときは、当該根抵当権は会社分割の時に存する債権のほか、分割会社および承継会社が会社分割後に取得する債権を担保する（民法第398条の10第1項）。
- ③ この場合、債務者以外の根抵当権設定者は、会社分割のあったことを知った日から2週間以内（かつ会社分割の日から1箇月以内）に担保すべき元本の確定を請求することができ、この請求があると会社分割の時に確定したものとみなされる（民法第398の10第3項、第398条の9第3項から第5項）。
- ④ 上述のとおり、会社分割の効力発生後の根抵当権の被担保債権の範囲は、民法第398条の10によって定まっており、対抗要件具備目的で根抵当権移転の登記を行う意義も乏しいことから、会社分割後ただちに根抵当権の移転登記を行うものとはせず、不動産担保権の実行や根抵当権の変更、追加設定等の必要が生じた際に根抵当権移転の登記を行うことが多い。
- ⑤ 不動産担保権の実行手続との関係では、執行裁判所によって取扱いが異なる可能性があるものの、登記事項証明書が提出されれば民法第398条の10第1項によって被担保債権の範囲が定まることが明らかとなるため、根抵当権一部移転の登記を行わないで分割会社または承継会社のいずれかが単独で申立てを行うことも可能とされている。
- ⑥ 根抵当権の抹消、変更、追加設定等の必要が生じた際に、当該登記の前提として会社分割による根抵当権一部移転の登記を行うことは多い。ただし、被担保債権の範囲に属する取引

を承継会社が承継しないことなどを理由に、承継会社が会社分割後に取得する債権を担保するという民法第398条の10第1項の権利を放棄しているときは、会社分割による根抵当権一部移転の付記登記を前提として行うことなく、根抵当権の抹消、変更、追加設定等を行うことができると考えられている。一方、被担保債権の範囲に属する取引を承継会社のみが承継し、分割会社が当該取引を行わないときは、会社分割による根抵当権一部移転の登記に加えて権利放棄による根抵当権一部移転の登記を行って承継会社単独の根抵当権としたうえで、根抵当権の抹消、変更、追加設定等を行うことも可能である。

- ⑦ 登記原因証明情報（不登法第61条）として登記所に提出するのは、会社分割の記載がある承継会社または設立会社の登記事項証明書である。
- ⑧ 会社分割による根抵当権一部移転登記は、承継会社が登記権利者となり、分割会社が登記義務者となって行う。分割会社について、根抵当権の取得に係る登記識別情報（登記済証）が必要となる。登記完了後は、双方に登記完了証が交付され、承継会社には登記識別情報が通知される。

Ⅲ 必要書類・費用一覧

書 類	書類上の関係者
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（注1）	承継会社（または設立会社）
<input type="checkbox"/> 委任状（登記義務者用）	分割会社
<input type="checkbox"/> 委任状（登記権利者用）	承継会社（または設立会社）
<input type="checkbox"/> 登記識別情報（登記済証）	分割会社
<input type="checkbox"/> 会社法人等番号（注2）	分割会社、承継会社（または設立会社）
<input type="checkbox"/> 登録免許税	一部移転後の共有者の数で極度額を除いて計算した額の1,000分の2

（注1） 不登令等の改正に伴い、現在の会社法人等番号によって登記所が会社分割事項を確認できる場合、この番号を提供すれば証明書の添付は省略できることとなった。

（注2） 不登令等の改正により、平成27年11月2日から、会社・法人の代表者等の資格を証する情報の提供（添付）に代え、登記申請情報に商業登記法第7条の会社法人等番号を記録または記載することとなった。ただし、法人登記手続中となるなどの場合を考慮し、例外的に、作成後1か月以内の資格証明情報（登記事項証明書）を提供（添付）することも認められている。

IV-1 登記用委任状（登記義務者用）（注1）

委 任 状

平成 年 月 日

住 所 東京都〇区〇町一丁目2番3号
登記義務者 株式会社甲野銀行
代表取締役 甲野太郎 ㊞

私は、_____（注2）を代理人と定め、下記の事項に関する一切の権限を委任します。

記

- 次の要項による登記申請に関すること（注3）
 - 登記の目的：根抵当権一部移転（会社分割による根抵当権の一部移転）
 - 一部移転する登記：平成〇年〇月〇日東京法務局〇出張所受付第〇号
 - 物件：後記物件の表示記載のとおり
- 上記申請の登記識別情報の暗号化に関すること（注4）
- 上記申請の登記完了証の受領に関すること（注5）
- 上記申請に関する登記原因証明情報、資格証明情報その他の添付情報の原本還付手続に関すること（注5）
- 上記申請の登録免許税還付金の代理受領に関すること（注6）

物件の表示（注7）

所 在	東京都〇区〇町一丁目
地 番	1番1
地 目	宅地
地 積	〇〇〇.〇〇㎡

以 上

（注1） 登記義務者が作成する委任状の書式である。管轄登記所が複数となるケースにおいて、委任状の原本還付を受けるときは、他の申請についても委任したことが明らかな内容とする必要がある。

（注2） 代理人の住所ならびに氏名または名称を記載する。

（注3） 戸籍・住民票・登記事項証明書などの官公署発行の証明書を登記原因証明情報（不登法第61条）として提供する場合、当該証明書には根抵当権や不動産の表示がないことから、委任する登記手続を明確にするため、このように記載する。

（注4） 登記識別情報の暗号化（電子申請においてオンラインで登記識別情報を提供すること）には特別の授権が必要であるため、このように記載する。

（注5） これらの事項には特別の授権を必要としないが、委任事項を明確にするため、このように記載する。

（注6） 登記申請の取下げ・却下・過誤納付に伴う還付金の代理受領については特別の授権が必要であるため、このように記載する。

（注7） 土地については所在・地番を記載することでも足りる。

IV-2 登記用委任状（登記権利者用）（注1）

委 任 状

平成 年 月 日

住 所 東京都〇区〇町三丁目2番1号
登記権利者 株式会社 丙川 銀行
代表取締役 丙川 三郎 ⑨
(取扱店 ○支店)

私は、_____（注2）を代理人と定め、下記の事項に関する一切の権限を委任します。

記

- 次の要項による登記申請に関すること（注3）
 - 登記の目的：根抵当権一部移転（会社分割による根抵当権の一部移転）
 - 一部移転する登記：平成〇年〇月〇日東京法務局〇出張所受付第〇号
 - 物件：後記物件の表示記載のとおり
- 上記申請の登記識別情報の受領に関すること（注4）
- 上記申請の登記完了証の受領に関すること（注5）
- 上記申請に関する登記原因証明情報、資格証明情報その他の添付情報の原本還付手続に関すること（注5）
- 上記申請の登録免許税還付金の代理受領に関すること（注6）

物件の表示（注7）

所 在	東京都〇区〇町一丁目
地 番	1 番 1
地 目	宅地
地 積	〇〇〇.〇〇㎡

以 上

- (注1) 登記権利者が作成する委任状の書式である。
- (注2) 代理人の住所ならびに氏名または名称を記載する。
- (注3) 戸籍・住民票・登記事項証明書などの官公署発行の証明書を登記原因証明情報（不登法第61条）として提供する場合、当該証明書には根抵当権や不動産の表示がないことから、委任する登記手続を明確にするため、このように記載する。
- (注4) 登記識別情報の受領には特別の授権が必要であるため、このように記載する。なお、電子申請においてオンラインで登記識別情報を受領することを「復号」といい、この方法による受領には特別の授権が必要であるため、これについても委任する場合は、「上記申請の登記識別情報の受領・復号に関すること」のように記載する。
- (注5) これらの事項には特別の授権を必要としないが、委任事項を明確にするため、このように記載する。
- (注6) 登記申請の取下げ・却下・過誤納付に伴う還付金の代理受領については特別の授権が必要

であるため、このように記載する。
(注7) 土地については所在・地番を記載することでも足りる。